

『運送事業者緊急支援金』の給付

原油価格の高騰により影響を受けている町内の事業者を支援するため、多量に燃料（ガソリン、軽油等）を使用する運送事業者の経費の負担を軽減及び車両維持のため運送事業者に対し支援金を給付します。

◇給付対象者：町内で事業を営む運送事業者のうち、以下の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者

要件(1) 次のいずれかの事業を営んでいる事業者

- ① 貨物自動車運送事業法の許可を受けた一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業
- ② 貨物自動車運送事業法第36条の届出をした貨物軽自動車運送事業
- ③ 道路運送法第4条の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業

要件(2) 令和3年10月から令和4年7月までの連続する任意の2か月に購入した燃料の合計金額が前年同期間よりも10万円以上増加している事業者

要件(3) 町内で運送業を営む中小企業者

要件(4) 本支援金の申請日までに事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者

◇給付額

給付額

要件(1)の法律に基づき、国土交通大臣に申請した事業用自動車1台につき：10万円

※1事業者につき200万円を上限額とする。

■申請期間

令和4年8月5日（金）から令和4年9月30日（金）

■申請に必要な書類

- ① 提出書類確認リスト
- ② 支援金給付申請書
- ③ 燃料費計算シート
- ④ 燃料費が確認できる書類（帳簿など）
- ⑤ 交付対象車両一覧
- ⑥ 車両の車検証の写し及び国土交通大臣に提出した事業用自動車（トラック）がわかる申請書の写し
- ⑦ 各種法令に基づく営業許可証の写し
- ⑧ 申請者名義の口座の通帳の写し（銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付※電子通帳や当座口座等で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面や当座口座等の画像を印刷し添付）
- ⑨ 誓約書兼同意書
- ⑩ 身分証明書（郵送の場合）



■申請書の取得方法

- ① 土幌町HPよりダウンロード
- ② 土幌町産業振興課窓口

■申請方法

- ① 郵送
- ② 持参

■提出先

〒080-1292 土幌町役場産業振興課産業振興グループ商工観光労働担当（コミセン内）

■支援金の給付

8月下旬より（予定）

担当 産業振興課 産業振興グループ（コミセン内 電話5-5213）